

高校生へのアルバイトに関する意識等調査結果概要

調査目的: 高校生がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反等により不利益を被ったり、学業に支障を来したりといったことがあることから、高校生のアルバイトの現状や課題等を把握し、厚生労働省として適切な対策を講じるための参考とする。

調査対象: アルバイト経験のある高校生・・・1,854 人

調査方法: 高校生を対象とした労働法セミナー(※)の参加者へのアンケート調査

※平成 27 年度に厚生労働省が委託事業において開催したセミナーで、高校生に対し労働基準関係法令等の知識の周知・啓発を図ることにより、就職活動の一助にするとともに、就職後、自己の法定労働条件の確保の有無や、疑問がある場合の対応方法等についての知識を身につけることを目的とするもの。

調査期間: 平成 27 年 12 月から平成 28 年2月まで

調査概要: 上記労働法セミナーに参加した 4,016 人のうち、アルバイト経験があると回答した 1,854 人について集計、分析した。

1 業種等(アンケート項目の中から1つ回答)

業種等については、高校生になじみのある求人情報誌等で使われている業種等から代表的なものを選定した(※)。対象者 1,854 人が経験したアルバイトにおいては、次の業種が多かった。(詳細は資料3、11～12 頁参照)

※ 選択肢には業種や職種が混在しているが、高校生が回答しやすいように、求人情報誌等から代表的なものを選定したもの。

スーパーマーケット	22.6%
コンビニエンスストア	14.8%
チェーンの飲食店(牛丼、カレーショップなど)	6.7%
その他販売 (※回答が多いのは、ホームセンターやドラッグストアなど)	5.9%

2 アルバイトを始めた時期

対象者 1,854 人のうち、高校1年生の夏休みまでと回答したものが、38.1%あった。(詳細は資料3、13 頁参照)

3 労働条件の明示(アンケート項目の中から該当するもの1つ回答)

対象者 1,854 人のうち、労働条件を示した書面を交付されていないものが 60.0%あり、そのうち働く前に口頭ですら具体的な説明がなかったものが全体の 18.0%あった。(詳細は資料3、14～16 頁参照)

※ 労働基準法第 15 条において、使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件(労働契約の期間に関する事項、就業の場所及び従事すべき業務に関する事項、所定労働時間を超える労働の有無に関する事項など)を書面により明示しなければならないとされているもの。

4 明示された労働条件(アンケート項目の中から該当するもの全て回答)

明示された労働条件の内容を覚えていないと回答したものは、44.9%であった。労働基準法第 15 条で明示が求められている労働条件のうち、書面や口頭で明示された割合が低いものは、年次有給休暇の日数 15.5%、退職に関する事項 18.3%、早出・残業の有無 18.8%であった。

さらに、賃金に関する次の事項について明示されていたものは、約 40%であった。(詳細は資料 3、17～18 頁参照)

・ アルバイト代の支払日	39.2%
・ アルバイト代の支払方法(振込か現金払いなど)	40.7%
・ アルバイト代の金額(時給・日給・月給など)	41.0%

5 労働条件に関するトラブル(アンケート項目の中から該当するもの全て回答)

対象者 1,854 人のうち 32.6%で何らかの労働条件上のトラブルがあったとしている。これを労働基準関係法令違反のおそれがあるものと、その他労使間のトラブルと考えられるものに分け、それぞれの主なものをあげると以下のとおり。(詳細は資料3、19～20 頁参照)

<労働基準関係法令違反のおそれがあるもの>

・ 1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった	4.8%
・ 働いた時間分の全てがアルバイト代として計算されていない	3.8%
・ 準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった	3.8%
・ 1日8時間、1週 40 時間を超える労働について、割増賃金が支払われなかった	3.4%
・ 本来禁止されている深夜労働・休日労働をさせられた	2.2%

＜その他労使間のトラブルと考えられるもの＞

- | | |
|-------------------------|-------|
| ・ 採用時に合意した以上のシフトを入れられた | 11.2% |
| ・ 採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた | 8.8% |
| ・ 一方的に勤務シフトの変更を命じられた | 7.0% |
| ・ 一方的にシフトを削られた | 5.8% |
| ・ 給与明細書がもらえなかった | 5.0% |

※なお、回答者の 32.7%は、本調査項目に対しては回答がなかった。

上記調査結果は、未回答を含めた 1,854 人における割合を示す。

6 勉強への支障(自由記載)

主な意見は次のとおり。

- ・ 試験の準備期間や試験期間に休みがもらえなかったり、シフトを入れられたり、変更されたりして、勉強のための時間が取れなかった
- ・ 睡眠不足になった

7 困ったときの相談先(アンケート項目の中から該当するもの全て回答)

対象者 1,854 人が、アルバイトで困ったことがあったときの相談先は、家族に相談した場合が最も多く(30.7%)、次いで知人・友人(26.1%)、職場の上司(8.7%)、上司以外の職場の人(4.3%)であった。

他方、アルバイトを辞めた(5.2%)、何もしなかった(5.1%)との回答も認められた。

なお、行政機関等の専門の相談窓口相談した割合は計 0.7%であった。(詳細は資料3、21 頁参照)

8 法定労働条件等の認識(アンケート項目の中から該当するもの全て回答)

対象者 1,854 人のうち、法定労働条件等で認識が低かったものは、いわゆる 36 協定の締結・届出(5.8%)で、労働基準監督署に相談が可能であること(7.9%)、解雇予告(10.1%)、減給制裁の制限(15.2%)となっている。

一方、認識が高かったのは、年少者の時間外労働や深夜労働の禁止(45.5%)、最低賃金の支5 払い(42.1%)、休憩時間の付与(36.8 %)、賃金の支払い(34.2%)となっている。(詳細は資料3、22 頁参照)

9 高校生が効果的だと考えた労働関係法令の周知方法(自由記載)

主な意見

- ・パンフレットや冊子の配布、ポスターの掲示など
- ・高校の授業で教える
- ・専門家による講演やセミナーの開催
- ・スマホのアプリやネット上での情報提供
- ・トラブルの経験者から直接話を聞く
- ・動画による説明
- ・具体例を使ったり簡単な言葉で分かりやすく説明する

10 アルバイトと勉強の両立についての高校生の意見(自由記載)

主な意見

- ・テストの準備期間やテスト期間には休ませて欲しい
- ・もう少しシフトの設定を柔軟にして欲しい
- ・労働条件の確かなアルバイトを選んだり、自分で計画的にシフトを希望したりして働き過ぎないようにすべき
- ・あらかじめテスト期間やシフトの希望を使用者側にハッキリと伝える

以上